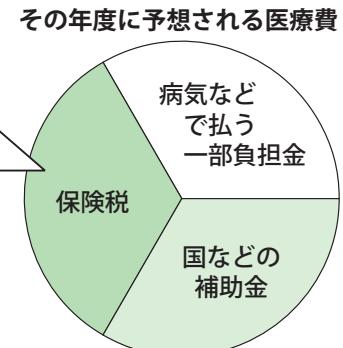


知っておきたい国保のポイント ご存じですか。国保の保険税

国保（国民健康保険）は、病気やケガに備えて加入者が保険税を出し合う相互扶助の制度です。保険税の決め方や納め方にについて理解を深め、納付にご協力をお願いします。

平成18年度の医療給付費分及び 介護納付金分に係る税率	
○所得割	世帯の所得に応じた計算
○資産割	世帯の資産に応じた計算
○平等割	1世帯当たりにいくらと計算
○均等割	世帯の加入者数に応じた計算



市町村のその年度の医療費の総額を推計し、国などの補助金などを差し引いた額を保険税として各世帯に割り当てます。保険税の割り当て方は、左の4つの項目から決定し、1世帯当たりの保険税が決まります。

●保険税の決まり方

保険税を収める納付義務は、国保の加入者であるなしにかかわらず、各世帯の世帯主にあります。

●納める方

国保に加入する資格が発生しました月から納めなければなりません。届け出を出した日ではありませんので、注意しましょう。

●いつから納めるか

保険税の納付を口座振替にすると、納め忘れがなくなるので、忙しい方、不在がちな方に便利です。

○申し込みの手続きに必要なもの

- ・預（貯）金通帳
- ・印鑑（通帳の届出印）
- ・納税通知書
- ☆これらを持って、市指定の金融機関へ

◆問い合わせ先
市伊奈町国保年金課
☎ 58-2111
(内線1181、1185、
1186)

☆平成18年度国民健康保険税率が改正されました☆

国民健康保険制度は、いざというときに安心してお医者さんにかかるように、みんなで支え合う助け合いの制度ですが、その財政は、近年の医療費の増加に加え、長引く景気低迷による被保険者の所得の低下などにより、大変厳しい状況に陥っています。そこで、国民健康保険事業の安定的運営を図るために、平成18年度の国民健康保険税の税率について次のとおり改正することになりました。

国民健康保険被保険者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

区分	基礎課税額分		介護分（40～64歳の方）	
	改正前税率	改正後税率	改正前税率	改正後税率
所得割 (前年中の所得による)	旧伊奈町 7.0%	8.0%	旧伊奈町 0.7%	0.9%
	旧谷和原村 7.0%		旧谷和原村 0.8%	
資産割 (固定資産税による)	旧伊奈町 50.0%	35.0%	旧伊奈町 9.0%	5.0%
	旧谷和原村 35.0%		旧谷和原村 5.0%	
平等割 (1世帯当たり)	旧伊奈町 15,000円	20,000円	旧伊奈町 3,300円	4,000円
	旧谷和原村 20,000円		旧谷和原村 4,000円	
均等割 (加入者1人当たり)	旧伊奈町 11,000円	15,000円	旧伊奈町 5,600円	6,000円
	旧谷和原村 15,000円		旧谷和原村 6,000円	